

インフルエンサー活用による和歌山県の魅力発信業務 仕様書

1 業務名

インフルエンサー活用による和歌山県の魅力発信業務

2 業務の目的

本業務は、情報発信力が高いインフルエンサーを招聘し、当県の観光の魅力を発信し認知度を高め、来県の動機付けとすることを目的に実施する。

3 契約期間

契約締結日～令和9年3月19日（金）

4 業務内容

和歌山県観光の魅力を広く周知するため、SNSにおいて情報発信力及び影響力を有するインフルエンサーを4名以上招聘し、和歌山県観光や実際に体験した魅力等について、各人が運営するSNSアカウントにおいて情報発信を行うこと。

（1）インフルエンサーの選定

インフルエンサーの選定においては、以下の条件を満たすこと。

- ① 日本在住または日本を活動拠点とし、日本語を用いて主に日本人に向けてのSNSを運営していること。
- ② 20～40代をメインターゲットとしながらも幅広い層からの指示を得ていること。
- ③ 使用するSNSは「Instagram」、「YouTube」もしくは「TikTok」のいずれかを必須とし、いずれかのアカウントのフォロワーが20万人以上いること。（その他のSNSの併用は妨げない）
- ④ （2）に示すテーマ及び内容を情報発信するうえで、そのテーマや内容に知見がある人材もしくは限定した地方で影響力がある人材であること。
- ⑤ 業務の目的を理解し、和歌山県観光のPRに協力的であること。

（2）情報発信するテーマ及び内容等

選定したインフルエンサーに次に掲げる①「テーマ及び内容」を体験し情報発信させるために招聘すること。なお、招聘及び情報発信にあたっては②に留意すること。

① テーマ及び内容

	テーマ	内 容
1	東海地方発 和歌山への旅	東海地方の人におすすめの和歌山の旅 ※愛知県を中心とする東海地方で強力な情報発信力があるインフルエンサーを起用する
2	パワースポットめぐり	パワースポットを1カ所以上訪れる和歌山の旅 ※若年層に和歌山県内のパワースポットの認知を広めることを目的とする
3	おひとりさま 和歌山の旅	ひとりで行動したい人へのおすすめ和歌山旅

4	3 世代家族 和歌山の旅	3 世代で旅したい人へのおすすめ和歌山旅
---	--------------	----------------------

② その他

- i 各テーマにつき 1 名以上のインフルエンサーを招聘すること。
- ii 和歌山県が PR に力を入れている「GRAN 天空」「特急くろしお」「早朝の過ごし方」「夜間の過ごし方」「温泉」「グルメ」等の要素を可能な限り取り入れること。
- iii 取り上げる和歌山県内の地域に偏りが生じないように留意すること。
- iv インフルエンサーが投稿・紹介する内容は、1 カ所のみとせず 1 テーマにつき 3 カ所以上とし、ストーリー性を持たせた宿泊付きモデルルート的なものとする。
- v インフルエンサーが訪問するスポットや日時については、インフルエンサーの特性や意向、また、繁忙期などの時期を考慮し、和歌山県観光連盟（以下「観光連盟」という。）と協議のうえ決定すること。
- vi インフルエンサーの投稿には、「PR」、「提供」などの文言を挿入し広告であることがわかる投稿とすること。さらに、観光連盟が指定するハッシュタグをつけること。
- vii 本業務に係る全ての費用（交通費、謝礼など含む）を受託者が負担すること。
- viii インフルエンサーの旅行行程や撮影スケジュール等については、受託者が管理把握し、観光連盟と協議しながら円滑に事業を実施すること。
- ix インフルエンサーは招聘先訪問後、体験した旅の魅力を、自身の SNS アカウントにおいて、原則、本投稿（※）を 2 回以上行うこととする。なお、訪問先等への投稿許諾は受託者もしくはインフルエンサーが行うこと。また、訪問したスポットは指定する投稿回数の中で全て紹介すること。

※ 本投稿の定義は SNS 毎に以下のとおりとする。なお、24 時間で消える投稿（Instagram のストーリーズ等）は規定の投稿回数に含めないが、補助的な発信として実施することは妨げない。

Instagram：フィード投稿またはリール動画

YouTube：通常動画（Vlog 等）または YouTube Shorts

TikTok：動画投稿（ショート動画）

（３）県公式観光サイト掲載記事作成

本業務における県公式観光サイトへの掲載作業（記事入力・公開作業）は甲が行うものとし、乙は記事制作に必要な素材の作成および内容確認を担当する。

受託者は、以下①～⑤に従ってウェブ記事に使用する写真データおよびテキストデータを作成し、納品するものとする。また、記事内で紹介する観光スポット等について、各スポット管理者への情報確認（基本情報の事実確認、画像使用の可否確認等）を行うものとする。

- ① 上記（２）の①に記載のテーマ及び内容毎に、各インフルエンサーが体験したことに基づき、ページ（記事）を 4 本作成し、納品すること。
- ② 各ページにつき写真（※１）を 30 枚以上使用すること。なお、使用する写真のう

ち複数枚には、臨場感醸成のため、人物を入れること。ただし、インフルエンサーの顔が必ず写る必要はなく、後ろ姿など人物を特定できない写真も可とする。

※1＝画像比率（アスペクト比）は3：2とする。ただし、専用CMSについては、RWD搭載のため、デバイスによって表示される画像比率が異なるため、多少トリミングされてもイメージを損なわない写真を使うこと。

- ③ 使用する写真に関しては、インフルエンサー自らがスマートフォン等で撮影したものでも、別途帯同するカメラマンが撮影したものでも構わないが、県公式観光サイト内ページで使用する事の承諾を受託者が得ること。また、使用する写真については、可能な限り、第三者への貸与を含む使用权を連盟に所属させること。
- ④ ページ内には、具体的なスポットやコンテンツの情報を盛り込むこと。なお、関連するスポット等の写真については、撮り下ろしが望ましいが、時間等の制約により撮影できない場合は、施設提供や有料レンタル等の写真の使用も可とする
- ⑤ 原稿テキスト作成に関しては、インフルエンサー自身、別途起用ライターに関わらず、SEO対策に知見がありウェブ記事作成の経験を有する者が行うこと。また、文字数はタイトルや本文、キャプション等含め6,000字程度とする

5 業務報告

受託者は、事業の結果をとりまとめた報告書を作成提出し、観光連盟の検査を受けること。なお、報告書には、以下の内容を含めること。

- (1) インフルエンサーによる発信情報について（人物及び公開日、公開内容）
- (2) インフルエンサーによる情報発信にかかる定量的な効果がわかるデータ（投稿数、エンゲージメントに関する数値：いいね、コメント、シェア等の数）
- (3) 和歌山県公式観光サイト特集ページ用に提出した4本のページ原稿
- (4) その他業務実施にあたって制作した成果物等

6 留意点

- (1) 本業務の進め方について、受託者は、観光連盟と密に協議、連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。また、特に必要な場合は、観光連盟職員が撮影等に同行する。
- (2) 本業務での校正は2回以上行うこと。
- (3) 受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令、各種基準によって行うこと。
- (4) 受託者は、本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合、和歌山県個人情報保護条例を遵守しなければならない。
- (5) 受託者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項または業務の実施に関して疑義が生じた場合は、観光連盟と速やかに協議し処理すること。